

高畠町木造住宅耐震改修事業補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高畠町建築物耐震改修促進計画（平成22年3月制定）により木造住宅の耐震改修の促進を図り、安全で災害に強いまちづくりを推進するため、山形県地域住宅計画（平成22年2月制定）に基づき町内建築業者等を利用して耐震改修工事を行う場合において、予算の範囲内で交付する補助金に関し、高畠町補助金等の適正化に関する規則（昭和44年12月規則第18号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 個人が所有しているもの
 - イ 在来の木造軸組み工法で、平屋及び2階建てのもの
 - ウ 戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）
 - エ 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会発行による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて行う一般診断をいう。
- (3) 耐震診断士 高畠町木造住宅耐震診断士養成講習会を受講し、かつ、高畠町木造住宅耐震診断士登録名簿に登録されている者をいう。
- (4) 総合評点 耐震診断により算出された、上部構造の耐震性能に係る評点をいう。
- (5) 耐震改修 耐震性能の向上を目的として実施する改修工事をいう。
- (6) 町内建築業者 高畠町内に事業所、支店若しくは営業所を有し、高畠町に町税等を納付している法人又は個人の建築業者をいう。

(対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件

のいずれにも該当する町内の木造住宅とする。

- (1) 耐震診断の総合評点が1.0未満であること。
- (2) 耐震改修後の総合評点が1.0以上であること。
- (3) 耐震改修計画及び設計は耐震診断士が作成していること。
- (4) 耐震改修が建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の規定に違反していないものであること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 登記簿に記載されている対象住宅の所有者であること。ただし、所有者が死亡している場合は、相続の権利を有する者とする。
- (2) 本町の固定資産税課税台帳に登録されている対象住宅の所有者又は納税義務者若しくは納税管理人であること。
- (3) 対象住宅に自ら居住していること。
- (4) 補助対象者及び世帯員全ての者並びに耐震改修を行う町内建築業者に町税等の滞納がないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものの合計額とする。

- (1) 耐震改修工事費
- (2) 耐震改修工事を行うために必要となる既存の撤去及び復旧に要する工事費
- (3) 耐震改修工事に係る設計費
- (4) 耐震改修工事に係る工事監理費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の5分の4に相当する額とし、120万円を上限とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高島町木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、補助対象事業の着手前までに町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修前の耐震診断総合評点が1.0未満であることを示す診断結果報告書等
- (2) 耐震改修後の総合評点が1.0以上である耐震診断書
- (3) 耐震診断士による耐震改修工事計画及び設計書等
- (4) 耐震改修工事の着手前の写真
- (5) 耐震改修工事に係る見積書の写し（耐震補強設計及び耐震補強に係る部分）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、高島町木造住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付にあたり、交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(申請内容の変更及び承認)

第9条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が申請内容を変更又は取下げしようとするときは、速やかに高島町木造住宅耐震改修事業補助金変更交付（取下げ）承認申請書（別記様式第3号）により、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、高島町木造住宅耐震改修事業補助金変更交付（取下げ）承認通知書（別記様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、高島町木造住宅耐震改修事業補助金実績報告書（別記様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて遅滞なく町長に提出

しなければならない。

- (1) 耐震改修工事の施工箇所の写真（施工中、完了後）
- (2) 耐震改修工事に要した費用の内訳書（耐震改修に要した費用とそれ以外の費用とに分けたもの）
- (3) 耐震改修工事に係る領収書等の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 実績報告の期限は、補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定のあった年度の2月末日とする。

（補助金の確定）

第11条 町長は、前条の報告があったときは、関係書類を審査及び現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、高畠町木造住宅耐震改修事業補助金交付額確定通知書（別記様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付請求）

第12条 前条の通知を受けた交付決定者は、高畠町木造住宅耐震改修事業補助金請求書（別記様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（決定の取消し等）

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、高畠町木造住宅耐震改修事業補助金取消通知書（別記様式第8号）により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき。
- (2) 補助事業を承認なく変更し、又は中止したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載等不正な行為があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この規程に違反する行為があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して補助金の返還を求めるものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。